(B)
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　大和御所道路出屋敷高架橋Ａランプ鋼上部工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　（自）奈良県五條市小山町地先（至）奈良県五條市出屋敷地先
(4)　工事内容　工事延長　Ｌ＝260.0ｍ　鋼６径間連続合成少数鈑桁・非合成箱桁橋　Ｌ＝260.0m（最大支間長　Ｌ＝49.6m）１橋、床版工（鋼・コンクリート合成床版）　Ａ＝1,858㎡
(5)　工期　契約締結日の翌日から平成28年11月30日まで。
(6)　使用する主要な資機材
　鋼材　480ｔ、コンクリート　620㎥、鉄筋　94ｔ
(C)
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　大和御所道路出屋敷高架橋Ｃランプ鋼上部工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　奈良県五條市出屋敷地先
(4)　工事内容　工事延長　Ｌ＝196.2ｍ　鋼５径間連続合成少数鈑桁・非合成箱桁橋　Ｌ＝196.2m（最大支間長　Ｌ＝49.6m）１橋、床版工（鋼・コンクリート合成床版）　Ａ＝1,368㎡
(5)　工期　契約締結日の翌日から平成28年７月31日まで。
(6)　使用する主要な資機材
　鋼材　340ｔ、コンクリート　460㎥、鉄筋　87ｔ
(7)　上記に記載の(A)から(C)までの各工事（以下「本工事」という。）は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
(8)　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
(9)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(10)　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
(11)　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
　単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。
　なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
(12)　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
(13)　本工事は平成27年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により、本工事の入札日を変更する場合や取りやめる場合がある。

2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　近畿地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　平成11年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記(ア)から(ウ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
(ア)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）において、橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋（ただし、鋼床版鈑桁橋及び単純鋼床版箱桁橋は含まない。）を除く鋼橋で、かつ、最大支間長が45m以上の工事。
(イ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）において、現場打ち鉄筋コンクリート床版（鋼・コンクリート合成床版を含む。）の工事。
(ウ)　上記(ア)及び(イ)は、同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。
　なお、床版工事の施工実績については、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）に確認できる内容が登録された工事についても、工事内容（床版工事）が確認できる契約書等の写しを提出すること。
　なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成11年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成11年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記(エ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
(エ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）において、橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋（ただし、鋼床版鈑桁橋及び単純鋼床版箱桁橋は含まない。）を除く鋼橋の工事。
　同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
(5)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。
　ただし、本入札公告において申請できる配置予定技術者は、１名とする。上記１の工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも、配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。
　なお、工場製作の配置予定技術者と架設据付現場の配置予定技術者が同一でない場合、工場製作の配置予定技術者は複数名申請することができるが、架設据付現場の配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。
　また、工場製作の配置予定技術者は下記(b)の工事の経験以外の資格を有する者であること。
(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。